

社会福祉法人宏育会 次世代育成支援一般事業行動計画

社員が働きやすい職場環境を作ることによって、職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員が持てる能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 4月 1日～ 令和10年 3月 31日までの 5年間
2. 内容 ①子育てを行う職員の職業生活と家計生活の両立を支援するための雇用環境の整備
②働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標1：育児休業・介護休業・産前産後休暇制度の規定を周知する。

<対策>

- 令和5年4月～ 全体会議等を通じて定期的な周知及び情報の共有を図る。

目標2：計画期間内にひとり以上、育児休暇を取得する。

<対策>

- 令和5年4月～ 取得に向けて業務体制の確保をおこなう。

目標3：計画期間内にひとり以上、男性職員の育児休業取得を取得する。

<対策>

- 令和5年4月～ 男性職員に対して各施設で両立支援に関する各制度の説明をし、定期的に周知し、取得率の向上に努める。

目標4：所定外労働の削減と年次有給休暇取得の推進を図る。

<対策>

- 令和5年4月～ サービス残業廃止に向けての検討・業務体制を見直す。